

(別紙)

7つくば産第 211 号
令和 7 年 (2025 年) 6 月 20 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

つくば市長 五 十 嵐 立 青
(公 印 省 略)

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 6 月 17 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンモールつくば

所在地 茨城県つくば市新牧田字たち内 2 3 0 番地 1 外

2 届出者

(1) イオンモール株式会社

代表取締役 大野 恵司

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

(3) 株式会社アールブイランド

代表取締役 阿部 和英

常総市大塚戸町字篠山 1600 番 1

(4) 有限会社イマジン

代表取締役 本間 妙子

栃木県那須郡那須町大字湯本 656 番地 2

(5) 株式会社ウエストウッド井原商会

代表取締役 井原 暉

龍ヶ崎市 2738 番地の 1

(6) 株式会社 E L F

代表取締役 長谷川 久夫

つくば市牧園 2 番地 5 つくば合同ビル 2 F

(7) 株式会社カンセキ

代表取締役 太田垣 一郎



栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号

(8) オガ建設株式会社

代表取締役 小川 太樹

土浦市乙戸南三丁目8番13号

(9) 株式会社スズキレピオ

代表取締役 安達 弘

土浦市永国東町10番2号

3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
なし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

〔記入上の注意〕

1 意見の内容が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合には、公告及び縦覧には供しません。

2 意見の内容は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、記入してください。

＜大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の事項＞

(1) 周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

① 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

イ 駐車場の位置及び構造等

ア) 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

イ) 駐車待ちスペースの確保

- リ) 駐車場の分散確保
 - エ) 駐車場出入口における交通整理
 - ウ 駐輪場の確保等（自動二輪車等を含む）
 - エ 荷さばき施設の整備等
 - ア) 荷さばき施設の整備
 - イ) 計画的な搬出入
 - オ 経路の設定（来客自動車・搬出入車両）
 - ② 歩行者の通行の利便の確保等（交通安全を含む）
 - ③ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ④ 防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力
- （２）周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項
- ① 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音問題に対応するための対応策
 - イ 騒音の予測及び評価
 - ② 廃棄物に係る事項等
 - ア 廃棄物等の保管
 - ア) 保管のための施設容量の確保
 - イ) 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等
 - イ 廃棄物等の運搬や処理
 - ウ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策（調理臭等の発散防止など）
 - ③ 街並みづくり等への配慮等（光害の防止に対する配慮を含む）